

九州デジタル推進ワーキンググループ
第2回会合 配布資料③

[各省庁・施策説明資料]

経済産業省 九州経済産業局
総務省 九州総合通信局

デジタル関連施策の紹介

1. 地域デジタルイノベーション実証型
2. ものづくり補助金

2023年2月10日

経済産業省 九州経済産業局
地域経済部 デジタル経済室

1

新しい資本主義へ ～新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画～

新しい資本主義に向けた計画的な重点投資

(重点投資分野)	(主な取組)	
人への投資と分配	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金上げの推進 ・スキルアップを通じた労働移動の円滑化 ・貯蓄から投資のための「資産所得倍増プラン」の策定 ・子供・現役世代・高齢者まで幅広い世代の活躍を応援 ・多様性の尊重と選択の柔軟性 ・人的資本等の非財務情報の株式市場への開示強化と指針整備 	
科学技術・イノベーションへの重点的投資	<ul style="list-style-type: none"> ・量子技術 ・AI実装 ・バイオものづくり ・再生・細胞医療・遺伝子治療等 ・大学教育改革 ・2025年大阪・関西万博 	
スタートアップの起業加速及びオープンイノベーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・スタートアップ育成5か年計画の策定 ・付加価値創造とオープンイノベーション 	
GXへの投資・DXへの投資	GXへの投資	DXへの投資
	<ul style="list-style-type: none"> ・GX投資のための10年ロードマップ ・成長志向型カーボンプライシング構想 ・GX経済移行債(仮称) ・GXリーグの段階的発展・活用 ・GX実行会議 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスト5G、6Gの実現に向けた研究開発 ・デジタル市場の環境整備 ・クレジットカードのインターチェンジフィーを透明化 ・デジタルヘルスの普及 ・マイナンバーカードの普及 ・中小企業等のDX ・医療のDX ・建築・都市のDX ・サイバーセキュリティ

1. 地域デジタルイノベーション実証型

※R4補正「事業環境変化対応型支援事業」／R5当初「地域未来DX投資促進事業」で措置

- 地域の特性や強みとデジタル技術をかけあわせ、**新たなビジネスモデルの構築**に向けて、地域企業等が行う実証プロジェクトを支援する補助事業
- 実証企業は、中小企業及び非中小企業（従業員1,000人未満の会社を想定）であることに留意



地域発のデジタルイノベーションの先進事例の創出・普及

1. 地域デジタルイノベーション実証型

- **実証企業群**は、ITベンダー・Tech系ベンチャー等のデジタル企業と地域金融機関、大学等研究機関、商工団体、民間コンサルティング会社等の協力団体（実証企業群へのサポートや地域への波及効果・横展開に向けた活動を行う支援機関等）が参画する**コンソーシアム**を形成し、実証プロジェクトを実施。



(参考) 令和4年度地域デジタルイノベーション促進事業 採択事業一覧

NO	補助事業の名称	実証企業名
1	宿泊者データ共有と地域おもてなしクーポンによる地域観光産業の活性化	(株)萬世閣、西野目産業(株)、トーホウリゾート(株)、(株)知床グランドホテル
2	消防団支援アプリS.A.F.E. (セーフ) の図上訓練・災害時広域連携等の実証実験及び全国推進事業	バース・ビュー(株)、スクエル合同会社
3	デジタル技術を搭載した定置網等の水揚げ全数魚種選別システムによる魚市場のスマート化実証事業	東社シーテック(株)、(株)レイティストシステム、(株)シー・テック
4	スポーツクラブによるアクティブライフ実現に向けたデジタルトランスフォーメーション事業	(株)ヴァンフォーレ山梨スポーツクラブ、(株)クスリのサンロード、(株)はくばく
5	AI・IoT技術を搭載した高所作業車による安全対策システム導入によるDX推進事業	NES(株)、北陸電話工事(株)
6	リハビリテーションのデジタル化による生産性の向上と健康寿命の延伸	(株)松屋アールアンドディ、ロツツ(株)
7	播州織マスタデータを活用した播州織製品の生産・サプライチェーンの革新	植山織物(株)、廣田縫工(株)
8	遺伝子発現ビッグデータを活用した創薬・医療支援サービスのビジネスモデル構築・普及	(株)幹細胞&デバイス研究所、京ダイアグノスティクス(株)
9	コップ1杯の水から地域環境のDX化～環境DNAによって川の生態系を明らかにし資源保護と環境改善を実現～	(株)フィッシュパス、(株)システムエルフ
10	ウェアラブルスマートデバイスとアプリのデータ連携による自治体向けビジネスモデル実証事業	ミツフジ(株)、(株)トータルブレインケア、emol(株)
11	マスカスタマイゼーションフレームワーク構築に関する実証事業	東洋電装(株)、(株)総社カイタックファクトリー
12	九州地域の部品製作業者の売上増を狙った、見積プロセスにおける製作者と外注先との連携強化	(株)ピーエムティー、(株)由紀精密、(株)ケイ・エス・ケイ
13	AI技術を用いたピックアンドプレースロボットの開発及び高速化・高精度化による干し柿生産における剥皮工程のスマート農業による省人化の実現と対人接触機会の低減	(株)協和精工、(株)市田柿本舗ぶらう
14	自動運転ロボットによる地域特性に合わせたエリアでの高満足度デリバリーサービスの実証事業	(株)関西フーズ、(株)ZMP
15	「和歌山県那智勝浦、生マグロの産地直送」水産流通デジタルイノベーション	(株)ヤマサ脇口水産、(株)脇口鮪技術研究所
16	AIテクノロジーを活用した鷹島本マグロ養殖産業のDX推進・市場拡大実証事業	双日ツナファーム鷹島(株)

(参考) 令和4年度地域デジタルイノベーション促進事業 採択事業の事例

温泉宿泊者データの収集・分析等による観光産業の活性化（北海道）

①実施主体等

- 実証企業：(株)萬世閣、西野目産業(株)、トーホウリゾート(株)、(株)知床グランドホテル
- デジタル企業：(株)パラダイムシフト
- 協力団体：一般社団法人洞爺湖温泉観光協会、一般社団法人日本旅館協会北海道支部連合会 北の旅館塾

②目的

- コロナ禍で打撃を受けた、北海道の経済を支える観光産業の再生・高付加価値化。
- 本事業で開発した「観光産業全体で利用できる宿泊者データ共有システム」を同業種に外販することで、**本システムを全国の観光地へ普及**させることを目指す。

③事業内容

「観光産業全体で利用できる宿泊者データ共有システムの開発」

- 道内の複数の離れた温泉宿が所有する宿泊者データを収集し、そのデータを**温泉宿以外の観光事業者（土産物屋・飲食店等）に共有**。
- データを活用し、各施設の稼働状況や観光客属性を把握するとともに、**観光客属性に合わせたクーポン・サービスを提供する仕組み**を構築。

播州織の素材データベースの構築によるサプライチェーンの革新（兵庫県）

①実施主体等

- 実証企業：植山織物(株)、廣田縫工(株)
- デジタル企業：(株)ウーリー、(株)アパイル
- 協力団体：(株)みなと銀行

②目的

- 播州織は、通常の布地と比べて多彩な色柄が特徴であるため、**顧客の望む生地を提案・選定することが困難**であり、多くの機会損失が発生。
- 本事業で構築した「播州織の生地情報をデジタル化した、素材のWebデータベース」を播州地域全体に普及させ、システムの利用者から利用料を回収。**将来的には、他産地の繊維メーカーへの横展開**を目指す。

③事業概要

「播州織の素材Webデータベースの構築」

- 生地の「規格（糸番手、本数）」、「繊維組織、柄（大きさ）」、「カラー」等、播州織の**生地情報をデジタル化**。
- 「受注から生産までの縫製加工工程の自動化」**
- 脱技能化・技能承継の簡略化を図るため、上記の生地情報に加え、**縫製職人の技術もデジタル化**。

1. 地域デジタルイノベーション実証型 公募スケジュール

変更の可能性あり

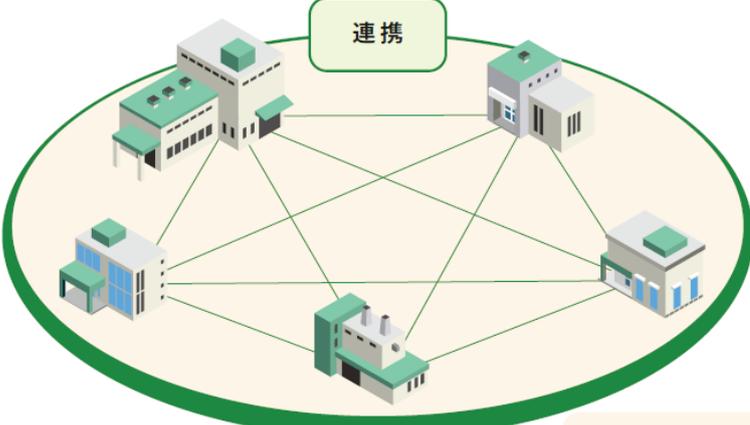
	令和4年度補正	令和5年度当初
公募期間	2月中旬頃 ～3月中旬頃	4月下旬頃 ～5月下旬頃
採択者決定	4月中旬頃	6月下旬頃
事業実施期間	4月中旬頃 ～令和6年2月末	6月下旬頃 ～令和6年2月末

7

【参考】R5当初 ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業

- 複数の事業者が連携し、革新的な製品・サービス開発、生産プロセス等の改善の取組を行い、連携して生産性を高めるプロジェクトについて最大2年間支援する事業

【支援対象】
 複数の中小企業等が連携して取り組む、
 ★新たな付加価値の創造や生産性向上を図るプロジェクト
 ★新分野、業態転換、革新的な製品・サービス開発、生産プロセスの改善等に取り組むプロジェクト
 に必要となる設備投資等の経費の一部を支援。



【補助金額】

中小企業A
(従業員数21人以上)
上限 2,500万円

中小企業B
(従業員数6～20人以上)
上限 2,000万円

中小企業C
(従業員数5人以下)
上限 1,500万円

研究機関等
(補助対象外)

【補助対象経費】
 機械装置・システム構築費、技術導入費、
 専門家経費、運搬費、研修費 等

1:連携体につき1億円が上限
 <補助率>
 中小企業1/2以内、小規模事業者2/3以内

8

2. ものづくり補助金【全体像】

※赤字箇所を令和4年度2次補正予算にて拡充予定

概要		補助上限額 ※下限額は全ての枠100万円	補助率
一般型	通常枠 新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援。	5人以下：750万円 6～20人：1,000万円 21人以上：1,250万円	1/2、 2/3(小規模・再生事業者)
	回復型賃上げ・雇用拡大枠 業況が厳しい事業者※が賃上げ・雇用拡大に取り組むための革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資等を支援。 ※前年度の事業年度の課税所得がゼロである事業者に限る。		2/3
	デジタル枠 DXに資する革新的な製品・サービス開発又は生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。		
	グリーン枠 温室効果ガスの排出削減に資する取組に応じ、革新的な製品・サービス開発又は炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善による生産性向上に必要な設備・システム投資等を支援。		
グローバル市場開拓枠 海外事業の拡大等を目的とした設備投資等を支援。 <u>海外市場開拓（JAPANブランド）</u> 類型では、 <u>海外展開に係るブランディング・プロモーション等に係る経費も支援</u> 。		3,000万円 (従来、補助下限額は1,000万円のところ、100万円に引き下げ)	1/2、 2/3(小規模・再生事業者)



大幅な賃上げに取り組む事業者への支援

補助事業終了後、3～5年で大幅な賃上げに取り組む事業者に対し、上記枠の補助上限を100万円～1,000万円、更に乗せ。(回復型賃上げ・雇用拡大枠は除く)

9

2. ものづくり補助金の見直し・拡充

- 令和元年度補正予算～3年度補正予算を基に、現在13次公募を実施中。
- 13次公募締切後、令和4年度2次補正予算を基に、速やかに14次公募を開始予定。**
- その後も、**令和6年度まで切れ目なく公募を実施予定。**

1. 大幅賃上げへの上乗せ支援

14次公募から

- 「成長と分配の好循環」を一層強力に推し進めるため、**大幅な賃上げに取り組む事業者については、申請枠にかかわらず、一律で補助上限を引き上げる**（回復型賃上げ・雇用拡大枠を除く）。

2. グリーン枠の拡充

14次公募から

- 温室効果ガスの排出削減に資する革新的な製品・サービスの開発や炭素生産性向上を伴う生産プロセス・サービス提供方法の改善等を行う事業者を対象に、温室効果ガス排出削減の取組段階に応じた**3段階の支援類型**を創設。高度な取組を実施している場合、**補助上限額を最大4,000万円に拡充**する。

3. 海外展開支援の強化

14次公募から

- 中小企業の海外市場開拓を強力に支援するため、一部類型について、補助対象経費に新たに**ブランディング・プロモーション等に係る経費を追加**する。

4. 認定機器・システム導入型の新設

次年度以降の予算から

- 業種・業態に共通する生産性向上に係る課題を解決**するため、**認定を受けた設備・システムについて重点的に支援を行う類型を創設**。今年度は、まず**業種・業態に共通する課題を認定**し、当該課題解決のための研究開発を促す。認定を受けた設備等への導入支援は、次年度以降実施予定。

5. その他

- ビジネスモデル構築型**については、**廃止**する。

10

2. ものづくり補助金「デジタル枠」

回復型賃上げ・雇用拡大枠 及び デジタル枠

「回復型賃上げ・雇用拡大枠」「デジタル枠」の補助上限金額・補助率

従業員規模	補助上限金額	補助率
5人以下	750万円以内	2/3以内
6人～20人	1,000万円以内	
21人以上	1,250万円以内	

「回復型賃上げ・雇用拡大枠」の申請要件

前年度の事業年度の課税所得がゼロ以下であること

常時使用する従業員がいること

補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において、その時点での給与支給総額、事業場内最低賃金の増加目標を達成すること

※4ページの返還規程に加えて、補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において、給与支給総額又は事業場内最低賃金の増加目標のいずれか一方でも達成できていない場合には、補助金交付額の全額の返還を求めるとします。

「デジタル枠」の申請要件

- DXに資する革新的な製品・サービスの開発であること
- デジタル技術を活用した生産プロセス・サービス提供方法の改善であること

経済産業省が公開するDX推進指標を活用して、DX推進に向けた現状や課題に対する認識を共有する等の自己診断を実施するとともに、自己診断結果を応募締切日までに独立行政法人情報処理推進機構に対して提出していること

独立行政法人情報処理推進機構が実施する「SECURITY ACTION」の「★一つ星」または「★★二つ星」いずれかの宣言を行っていること

2. ものづくり補助金：大幅賃上げへの上乘せ支援

14次公募から

- 「成長と分配の好循環」を一層強力に推し進めるため、**大幅な賃上げに取り組む事業者については、従業員数に応じて補助上限を100万円、250万円、1,000万円引き上げる**（ただし、回復型賃上げ・雇用拡大枠での活用は不可）。
- 事業計画において、**補助事業期間終了後3～5年で「①給与支給総額年平均6%増加かつ②事業場内最低賃金を年額45円以上引上げ」**を満たし、賃上げに係る計画書を提出することを要件とする。
- 要件未達の場合には、上乘せ分については、全額返還を求める。**

【現行要件との比較】

要件	通常の事業者	大幅な賃上げに取り組む事業者
①付加価値額	3%以上	同左
②給与支給総額	年率1.5%以上	左記の事業者より更に年率で 4.5%以上引上げ =年率6%以上引き上げ
③最低賃金	地域別最低賃金+30円以上の水準とする	左記に加え、 事業場内最低賃金を毎年45円以上引き上げる
④補助金返還の要件	②給与支給総額、又は③賃金の増加目標が補助事業を完了した事業年度の翌年度の3月末時点において未達の場合には、補助金交付額の全額返還を求める	同左

【補助上限の引上げ額】

従業員数	上乘せ補助額	補助率
5人以下	100万円	各申請枠の補助率とする
6～20人	250万円	
21人以上	1,000万円	

【地域別最低賃金+30円の考え方】

※2022年度11月時点、東京都で従業員の事業場内最低賃金が1,072円の事業者の例



【事業場内最低賃金+45円の考え方】

※事業終了時点の事業場内最低賃金が1,200円の例



2. ものづくり補助金：グリーン枠の見直し・拡充

- 令和3年度補正予算からグリーン枠を創設し、温室効果ガスの排出削減等を目的とした設備・システム投資等を行う事業者を支援している。
- 温室効果ガスの排出削減に資する取り組みの段階に応じ、3段階の補助上限額を設定する。**
- また、**親取引企業からの要請を受けて取り組みを行う事業者には審査の際に加点**を行う。

【グリーン枠における申請要件・補助上限額の見直し】

類型	申請要件			従業員規模	補助上限額	補助率	
	温室効果ガス削減の取り組みの応じた支援メニューの拡大				支援額の拡大		
エントリー	事業期間（3～5年）内に事業場単位での炭素生産性年率平均+1%向上	GHG排出削減の取組未実施又は初歩的な取組でも可	-	5人以下	750万円以内	2/3	
スタンダード		GHG排出削減に係る高度な取組を実施していること（例：バイオマス素材への変更等）		省エネ法の定期報告でS評価若しくは過去3年以内に省エネ診断等を受診していること又はGXリーグに参加していること	6人～20人		1,000万円以内
					21人以上		1,250万円以内
アドバンス	GHG排出削減に係る高度な取組を実施していること（例：バイオマス素材への変更等）	省エネ法の定期報告でS評価若しくは過去3年以内に省エネ診断等を受診していること又はGXリーグに参加していること	5人以下	1,000万円以内			
			6人～20人	1,500万円以内			
			21人以上	2,000万円以内			
			5人以下	2,000万円以内			
			6人～20人	3,000万円以内			
			21人以上	4,000万円以内			

※グリーン枠については、機械装置の撤去費用についても補助対象経費に含む。（ただし、撤去費用>中古販売収入の場合のみに限る）

・現在、見積書の中で、撤去費や廃棄物費等が読める場合は認める方向で検討中。
また、既存の設備・機械等を搬出するための費用についても、撤去費でみる方向で検討中。

2. ものづくり補助金：海外展開支援の強化

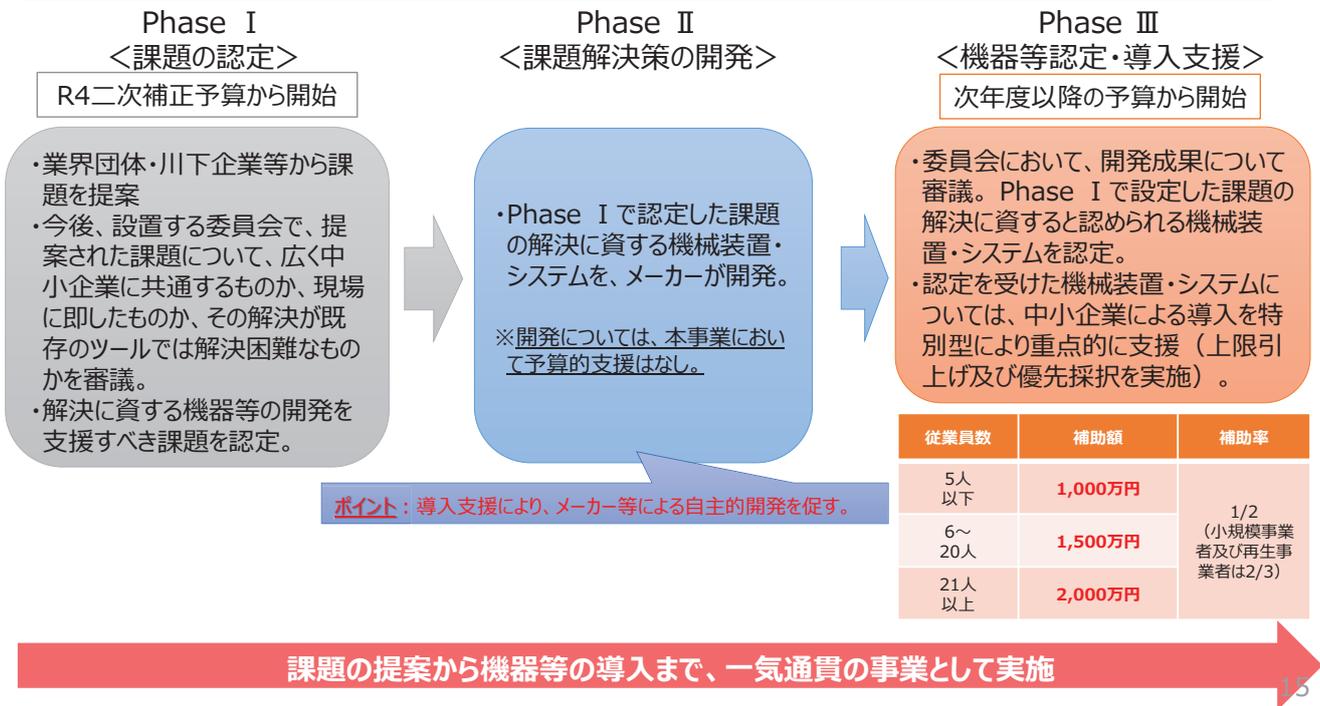
- 令和元年度補正予算からグローバル展開型を創設し、海外事業の拡大・強化等を目的とした設備・システム投資等を行う事業者を支援している。
- 「新規輸出中小企業1万者支援プログラム」の一環として、ものづくり・商業・サービス補助金においても、グローバル展開型を**グローバル市場開拓枠に改め、支援内容を拡充**する。
- 具体的には、**補助下限額を1,000万円から100万円に引き下げ、使い勝手を向上**。また、一部の類型で、**ブランディングやプロモーション等に要する費用を補助対象経費に追加**。

【グローバル市場開拓枠における申請要件について】

類型	補助率	補助額	補助対象経費
①海外直接投資 ②海外市場開拓（JAPANブランド） ③インバウンド市場開拓 ④海外事業者との共同事業	1/2 小規模事業者・再生事業者の場合 2/3以内	100万円 ～3,000万円	①機械装置・システム構築費、②技術導入費、③専門家経費、④運搬費、⑤クラウドサービス利用費、⑥原材料費、⑦外注費、⑧知的財産権等関連経費、⑨海外旅費、 ⑩広告宣伝・販売促進費（海外市場開拓（JAPANブランド）類型のみ）

2. ものづくり補助金：認定機器・システム導入型の新設

- 業種・業態に共通する生産性向上に係る課題を解決するため、課題を認定し、当該課題解決に資する機械装置・システムを認定する仕組みを創設。
- なお、事務局に設置する委員会において課題を認定し、解決のための研究開発を実施するため、次年度以降の予算から新設する予定。



2. ものづくり補助金 公募スケジュール

- 令和4年度2次補正～令和6年度にかけて、切れ目なく事業を実施する。



地域課題にデジタルで取り組む
地方公共団体や企業・団体の皆様へ

地域のデジタル変革を 総合的にご支援します

～地域デジタル基盤活用推進事業のご案内～

令和4年12月23日版

お問合せ先

総務省 情報流通行政局

地域通信振興課

電話：03-5253-5758（直通）

email：digital-kiban@ml.soumu.go.jp

地域デジタル基盤活用推進事業のご案内

【目次】

01	はじめに	2 頁
02	地域デジタル基盤活用推進事業について - 事業の概要 - ①計画策定支援 - ②実証事業 - ③補助事業 - 事業スケジュール	4 頁
03	よくあるご質問集	12 頁
04	参考資料 - 新しい通信技術と導入イメージ、その他の支援制度	19 頁

【はじめに】

人口減少や少子高齢化、産業空洞化といった地方の社会課題を解決するにはデジタル技術が鍵となります。

このような考えの下、政府では、デジタル技術の力で地方の個性を活かしながら社会課題の解決と魅力の向上を図り、「地方に都市の利便性を、都市に地方の豊かさを」を実現して、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指す、**デジタル田園都市国家構想**を掲げています。

デジタル化の恩恵を全国津々浦々に広げるために、地方の自主的・主体的な取組に対する支援を展開していきます。

デジタル田園都市国家構想の主要KPI

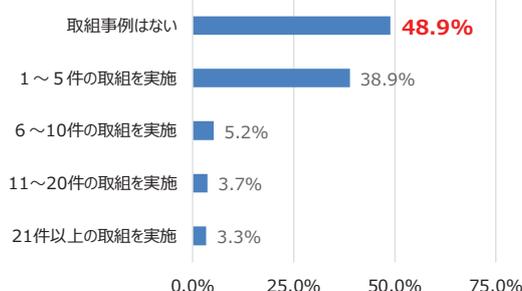
2030年度までに全ての地方公共団体がデジタル実装に取り組むことを見据え、デジタル実装に取り組む地方公共団体を、**2024年度までに1,000団体**
2027年度までに1,500団体とする。

【はじめに】

一方、地方におけるデジタル化の取組は十分に広がっておらず、デジタル技術を導入するための予算・人材など、様々な課題を抱えているのが実情です。

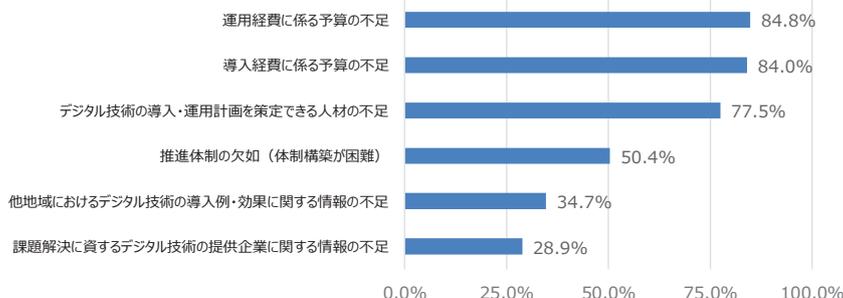
<地域課題の解決のために、デジタル技術の導入に取り組んだ事例>

約半数の地方公共団体においてデジタル技術導入の事例がない



<デジタル技術の導入を検討する際の課題について>

予算・人材・情報の不足、体制構築などに課題



【調査時期】 令和4年8月23日～9月9日
【照会方法】 総務省から、調査・照会システムを通じて、都道府県・市区町村の情報通信部局に対して照会。
【回答数】 1,660団体/1,788団体（92.8%）



本資料は、デジタル技術を活用して地域課題の解決を図りたい
地方公共団体や企業・団体の皆様への総合的な支援事業のご案内です。

【事業の概要】

地域デジタル基盤活用推進事業

「デジタル田園都市国家構想」の実現に向けて、地方公共団体等によるデジタル技術を活用した地域課題解決の取組を総合的に支援します。

- ① 計画策定：導入計画策定のコンサルティング
- ② 実証事業：新しいソリューションアイデアの実用化
- ③ 補助事業：地域の通信インフラの整備補助

予算額 21.4億円

（令和4年度第2次補正予算 20.0億円
令和5年度当初予算案 1.4億円）

【事業の概要】

支援対象：地方公共団体、企業・団体など

※支援メニュー毎に対象条件が異なります。
詳しくは次頁以降をご参照ください。

① 計画策定支援

コンサルティング

何から着手すれば良いかわからない…



費用対効果を高めたい…



地域のステークホルダーと連携して、持続可能な推進体制を構築したい

デジタル技術を活用した地域課題解決のための導入・運用計画策定、推進体制の構築等を専門人材が支援します。

令和5年2月頃 公募開始予定

② 実証事業

新しいソリューションアイデアの実用化



新しい通信技術（ローカル5G、Wi-Fi HaLow、Wi-Fi 6Eなど）を活用して、地域課題の解決を図るソリューションアイデアの実用化に向けた社会実証を支援します。

令和5年4月頃 公募開始予定

③ 補助事業

地域の通信インフラの整備



通信インフラ（ローカル5G、Wi-Fi、LPWAなど）の整備を伴う、デジタル技術による地域課題解決の取組を支援します。

補助率 1 / 2

(地方公共団体の負担分について →10頁)

令和5年4月頃 公募開始予定

【① 計画策定支援】

地方公共団体内における**予算要求**、②実証事業（8頁）や③補助事業（9頁）その他の**国の支援への申請・提案等**にもご活用いただけるような、デジタル技術を活用して地域課題の解決を図るための**計画書の作成**を支援します。

※支援先団体の**費用負担はありません**。

＜内容＞ 専門家（コンサルタント等）による**伴走型支援**

支援メニュー例 ※現地派遣又はオンラインで実施します。

- 地域課題の抽出・整理
- デジタル技術の活用による課題解決の可能性の検討
- 事業者とのマッチング
- ネットワーク構成・機器などの要件の検討
- 導入・運用コストや費用対効果の検討
- 体制・運用モデルの検討 など



＜対象＞ デジタル技術を活用して地域課題の解決に取り組みたいと考えている又はその関心のある**地方公共団体、企業・団体など**

※財政力指数1以上の地方公共団体及びその地域内で取組を実施しようとする企業・団体などは支援の対象外となります。

※企業・団体などについては、地方公共団体等の地域の主体と連携して、地域課題の解決に資する取組を実施するための計画策定であることが要件となります。

6

【① 計画策定支援】 計画書の構成イメージ

地域の状況や課題から、目指す姿、ネットワークやソリューションの構成・コストなど導入に向けた全体計画の策定を目指します。

第1章 背景・目的

地域の概況、背景にある課題、デジタル技術の導入目的、地域全体の計画における位置づけ

第2章 目指す姿

事業概要、デジタル技術導入後のイメージ

第3章 ネットワーク等の概要

ネットワーク構成図、機器・システム・アプリケーションの要件、ネットワーク等の運用体制

第4章 導入の効果及びコスト

期待される導入効果、導入・運用コストの概算

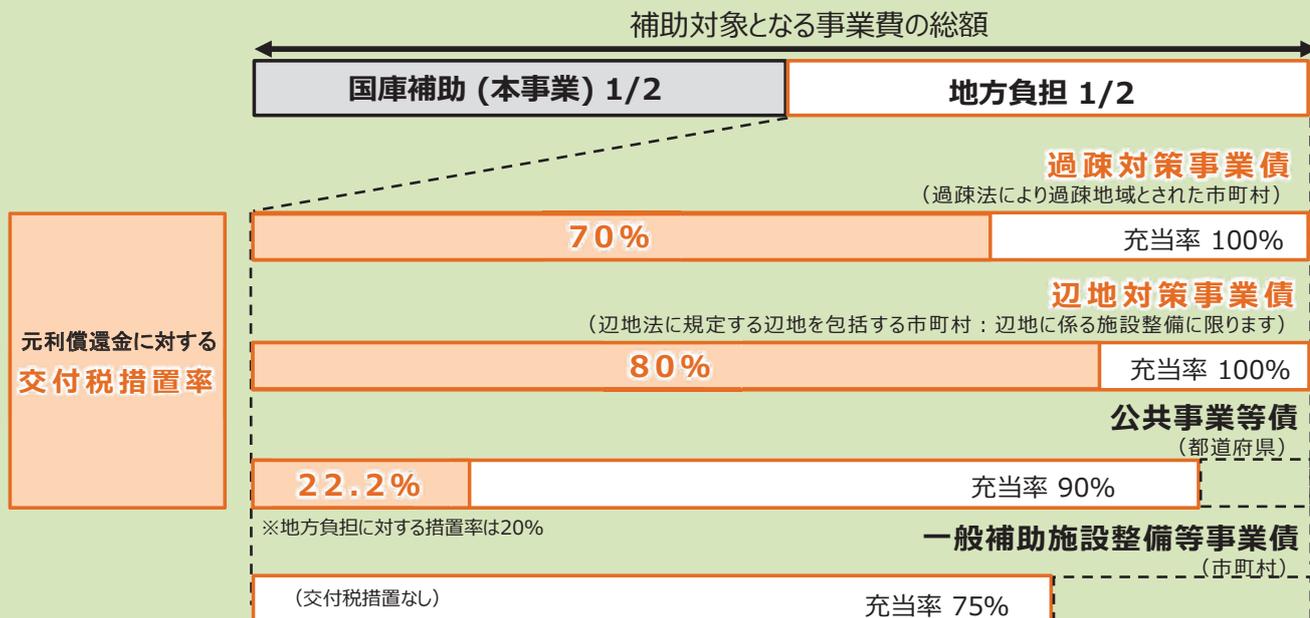
第5章 導入・運用に向けた計画

実施スケジュール、導入・運用体制、運用モデル、関係主体の役割、資金計画、導入・運用に向けた課題

7

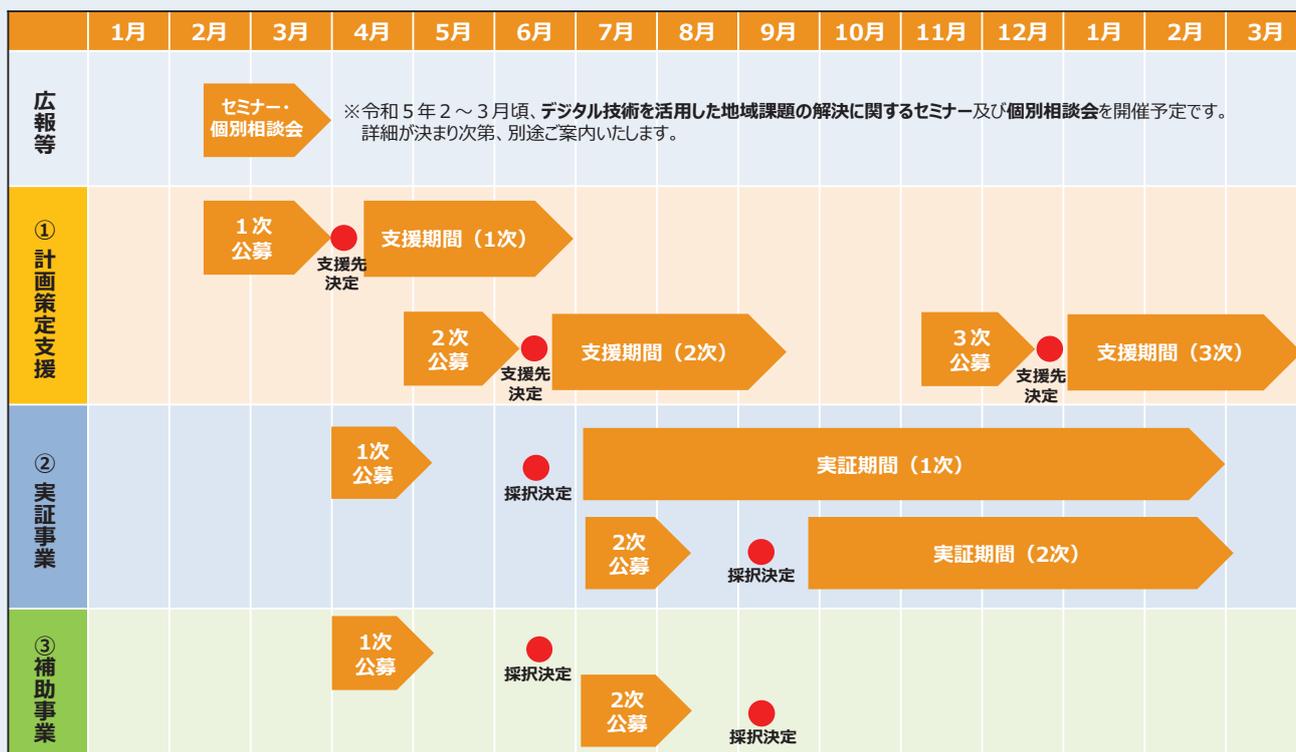
【③補助事業】 地方公共団体の負担分について

地方公共団体が補助事業の実施主体となる場合の負担分（1/2）については、以下の地方債を起債することができます。



※上記のほか、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）に係る寄付を地方公共団体の負担分に充当することもできます。10

【事業スケジュール（予定）】



※募集状況によっては、2次・3次の公募を実施しない場合もあります。

【よくあるご質問集 全体】

Q1 計画策定支援→実証事業→補助事業の順で応募する必要がありますか。

A1 3つの支援メニューの全てに応募いただく必要はありません。各団体のニーズに合わせて、必要な支援にご応募ください。

Q2 既に計画を策定している場合であっても、実証事業や補助事業に応募するために、本事業による計画策定支援を受ける必要がありますか。

A2 必要ありません。

Q3 各支援メニューの採択予定件数を教えてください。

A3 最大で計画策定支援40～50件程度、実証事業20～25件程度、補助事業30～35件程度の採択を予定しています。

Q4 同時期に複数の支援メニューに応募することはできますか。

A4 可能です。例えば、補助事業を通じて通信インフラを整備するとともに、当該通信インフラを実証にも活用することなどが考えられます。

Q5 実証事業や補助事業を通じて確立した優良モデルを他地域に横展開するための支援はありますか。

A5 例えば、デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ TYPE1）などをご活用いただくことが考えられます。

【よくあるご質問集 ①計画策定支援】

Q1 計画策定支援を受けるためにどのような準備が必要ですか。

A1 計画策定に取り組むための人的なりソースをご用意ください。

Q2 応募時点において、解決すべき地域課題が明確でなくてもよいですか。

A2 問題ありません。そのような場合には、地域課題の抽出・整理からご支援いたします。

Q3 策定した計画書は自由に使って構いませんか。必ず計画書に沿って取り組まなければなりませんか。

A3 計画書はご自由にお使いいただけます。計画書に沿って取り組むことを求めることはありません。

Q4 企業・団体などが応募することはできますか。

A4 企業や団体が主体となって応募することも可能です。
ただし、本支援は、地域課題の解決を目的としたデジタル技術の導入・運用計画を策定するための支援であるため、企業・団体のみが利益を得るような取組の計画策定は対象外となります。何らかの形で地方公共団体等の地域の主体と連携した取組を想定しています。

Q5 光ファイバや携帯電話エリアの整備のための計画策定も対象になりますか。

A5 携帯電話サービスやインターネット接続サービス等の提供を主たる目的とする計画策定は対象外です。

【よくあるご質問集 ②実証事業－1】

Q1 企業・団体などが応募することはできますか。

A1 可能です。ただし、企業・団体のみに利益がある取組ではなく、地域課題の解決に資するものであることが要件となります。

Q2 同一の主体が複数応募することはできますか。

A2 異なるソリューションの実証である場合には可能です。

Q3 どのような無線通信技術を活用した取組が実証の対象になりますか。

A3 ローカル5G、Wi-Fi HaLow、Wi-Fi 6Eなど、制度化から間もないような普及途上の新しい無線通信技術を活用して地域課題の解決を図る取組が対象となります。
上記以外の無線通信技術を活用される場合には個別にご相談ください。

Q4 従来のWi-Fi規格（～Wi-Fi6）やLPWAを活用した取組は実証の対象になりますか。

A4 これらの技術のみを活用する取組は対象外です。ローカル5Gなどの新しい無線通信技術と組み合わせて、従来Wi-FiやLPWAを活用する場合には対象になります。

Q5 実証に必要なネットワーク機器などを購入することはできますか。

A5 原則として、ネットワーク機器などの購入費用は対象経費外です。
新たに調達が必要な場合には、③補助事業を通じて調達したネットワーク機器などを活用又はリースやサブスクリプションでご対応いただくことを想定しています。リースなどで調達できない機器がある場合には個別にご相談ください。

14

【よくあるご質問集 ②実証事業－2】

Q6 既に実施主体が保有している通信インフラを活用して実証を行うことは可能ですか。

A6 可能です。

Q7 他地域で既に実績のあるソリューションは対象になりますか。

A7 全く同一の内容である場合には対象外となります。
類似の内容であっても、実装・横展開の促進に向けて、他分野への応用やより効率・効果を高めるための検証要素がある場合などには、対象になり得るものと考えられます。

Q8 これまでに総務省の「課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証」で採択された取組について、本事業に応募することは可能ですか。

A8 全く同一の内容である場合には対象外となります。
実装・横展開の促進に向けて、他分野への応用やより効率・効果を高めるための検証要素がある場合などには、対象になり得るものと考えられます。

15

【よくあるご質問集 ③補助事業－1】

Q1 企業・団体などが応募することはできますか。

A1 可能です。ただし、地方公共団体を1団体以上含むコンソーシアムを形成していただくことが要件となります。応募時に地方公共団体との連携を示す協定書や覚書などをご提出いただく予定です。

Q2 どのような通信技術が補助対象になりますか。

A2 ローカル5G・Wi-Fi・LPWAなど、様々な無線通信技術が補助対象となります。ただし、当該通信インフラを活用して地域課題解決を図るものであることが必要です。

Q3 整備費用だけでなく、ランニング費用も補助対象になりますか。

A3 補助事業期間内に発生したランニング費用に限り補助対象経費となります。

Q4 補助対象経費の詳細を教えてください。

A4 公募開始時にお示しする実施要領をご参照ください。事前に確認したい事項がある場合には、お問合せ先までご連絡ください。

Q5 他府省庁の交付金や補助金と併用することはできますか。

A5 同一の事業について、重複して他府省庁の補助金などの交付を受けることはできません。

【よくあるご質問集 ③補助事業－2】

Q6 住民向けインターネット接続サービスや公衆無線LANサービスの提供を目的としたWi-Fi環境整備は補助対象になりますか。

A6 これらのサービスの提供を主たる目的とするWi-Fi環境整備は対象外です。例えば、カメラ・センサからのデータ収集に活用するなど、地域課題の解決を図るために整備するWi-Fi環境について、副次的にこれらのサービスと共用することは妨げません。

Q7 観光促進を目的としたWi-Fi環境整備は補助対象になりますか。

A7 観光庁において観光拠点のWi-Fi環境整備に対する支援を実施しているところ、当該支援の対象となる場合には、本事業の補助対象外とさせていただきます。

Q8 公設民営方式で運用することはできますか。

A8 可能です。ただし、事後的に公設民営方式に移行する場合などは、財産処分等の手続が必要になる場合があります。

Q9 どのような経費が地方債の起債対象になりますか。

A9 無線ネットワーク設備、当該設備に接続するソリューション機器のほか、これらと設備的又は機能的に一体不可分な設備・機器・ソフトウェアが対象となります。なお、起債に当たっては、地方債同意等基準運用要綱等をご参照ください。

Q10 地方負担分に企業版ふるさと納税に係る寄付を充当できるのはどのような場合ですか。

A10 詳しくは企業版ふるさと納税ポータルサイト（内閣府webサイト）をご参照ください。

https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

地域デジタル基盤活用推進事業のご案内

【地域デジタル基盤活用推進事業の活用フロー】



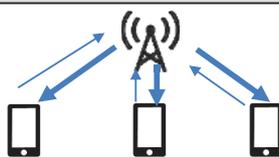
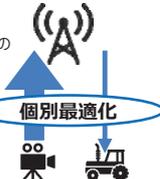
地域デジタル基盤活用推進事業のご案内

【参考資料】

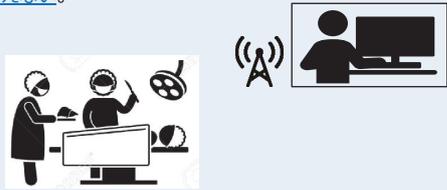
【新しい通信技術の例：ローカル5G】

ローカル5Gは、地方公共団体や企業・団体などの様々な主体が、地域や産業の個別ニーズに応じて、自らの建物や敷地内でスポット的に柔軟に構築できる5Gシステムです。

その特長を活かして、医療・農業・工場などの様々な分野で課題解決や生産性向上を実現することが期待されています。

	エリア	性能の柔軟性	耐災害性
5G	 全国	 画一的なニーズを満たす性能	 通信が集中して輻輳が発生する可能性
ローカル5G	 エリア限定で独自の5Gシステム構築が可能	例) 高精細映像のアップロード用のリソースを拡大  個別最適化 用途に応じて必要な性能を柔軟に設定	 非常時、輻輳時に強い通信を実現

【ローカル5Gの導入イメージ：医療分野】

導入前	導入後
<ul style="list-style-type: none"> ● 離島・山間等のへき地を中心に医療機関の医師不足が課題 ● 専門的な医療を受けるためには、船舶・飛行機等での移動を強いられている <p><遠隔医療の技術的課題></p> <p>従来のネットワーク（LTE/Wi-Fi）を活用して遠隔医療体制の構築を試みるも、通信速度や伝送遅延の制約から、高精細な映像の伝送時に乱れの発生や映像が固まる等、<u>実用に耐えない</u>。</p>  <p>へき地等における遠隔医療体制の構築に向けて通信性能がボトルネック</p>	<p>ローカル5Gの「超高速」「超低遅延」といった特長が従来の課題の解決に有効</p> <p><遠隔診療の実装例></p> <p>超高速・超低遅延の通信を通じて4K内視鏡等の高精細な映像のリアルタイム伝送を実現 医師も「実用可能」との評価</p>  <p>4K内視鏡映像</p> <p>高精細な映像を通じた専門医による診断によって、従来の遠隔画像診断では見分けることが困難であった早期食道がんの発見等の成果</p>

【ローカル5Gの導入イメージ：農業分野】

担い手不足による
生産量の低下

農地集約化による
農家の稼働逼迫

降雪増・温暖化等
による水害リスク増大

高齢化等に伴う
健康リスク増大

自動運転トラクターの
遠隔監視制御の実現による
農家の作業時間減
(70%減を実現可能)

気象・土壌・作業履歴等の
データの収集・解析を通じた
作業スケジュールの最適化

最適水路の遠隔監視による
迅速な初動対応の実現

ウェアラブル端末を活用した
体調変化の検出

※LPWAなどの通信技術と組み合わせた活用例



【ローカル5Gの導入イメージ：交通分野】

労働力・熟練技術者の
減少による対応力低下

設備・車両等の
老朽化の進行に伴う
運行支障原因の増加

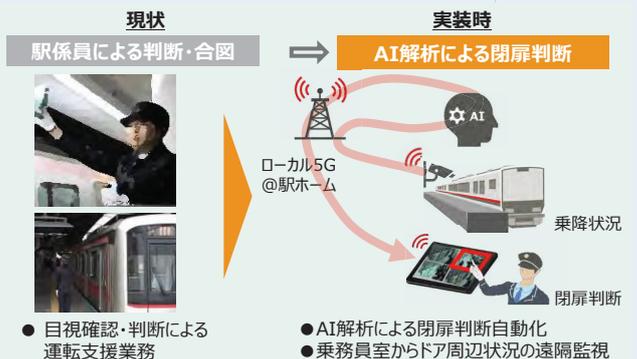
新しい生活様式による
事業環境の変化
(⇒コスト削減)

車載モニタリングカメラとAIを活用した線路巡視業務の高度化

- ✓ 異常を自動検知し、線路内目視検査・巡視の負担軽減
列車乗車巡視：毎日⇒週1回、徒歩巡視：毎週⇒月1回

高精細カメラとAIを活用した車両ドア閉扉判断の高度化

- ✓ 閉扉判断自動化による運転支援業務の省力化・安全性向上
約5人/日の省人化効果、設備費用削減



【ローカル5Gに関する参考情報】

ローカル5Gを活用する取組例

課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証など
総務省：令和2～4年度

ローカル5Gを活用した様々な課題解決や新たな価値の創造等の実現に向けて、現実の利活用場面を想定した開発実証を実施しています。

実証成果などをwebサイトでご覧いただけます。

<webサイト>

GO!5Gサイト内 <https://go5g.go.jp/carrier/>

<開発実証の実施分野>



	農林水産業	工場・発電所	空港・港湾	鉄道・道路・交通	観光・文化・スポーツ	防災・減災・防犯	医療・ヘルスケア	その他	合計
令和2年度	4	4	-	2	3	2	3	1	19
令和3年度	4	5	3	4	3	3	1	3	26
令和4年度	5	4	2	3	3	3	4	-	24

ローカル5Gの導入・運用コストの低減

ローカル5Gの交換設備の接続・共用に関する調査研究
総務省：令和3～4年度

ローカル5Gの導入・運用コストの低減に資する

- 異なるベンダの設備間の相互接続のルール
 - 複数のサービスで設備を共用するためのルール
- などの策定に取り組んでいます。

調査研究の成果などをwebサイトでご覧いただけます。

<webサイト>

GO!5Gサイト内 <https://go5g.go.jp/carrier/>

「ローカル5Gの交換設備の接続・共用の在り方に関する調査研究成果報告書」

ローカル5Gの交換設備



【新しい通信技術の例：Wi-Fi HaLow】

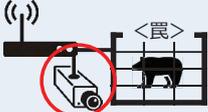
Wi-Fi HaLow (IEEE802.11ah) は、次世代IoT通信システムとして活用可能な新しいWi-Fi規格です。

1 km以上の距離をカバーしつつ、テキストデータだけでなく、画像・映像を伝送することができます。

	通信速度	通信伝送	通信距離
Wi-Fi HaLow	数Mbps	画像・動画の伝送可能	1 km～数km
LPWA (従来のIoT通信システム)	数十kbps	画像・動画の伝送困難	～数十km

Wi-Fi HaLowの活用によって、従来より効率的かつ精緻なデータの収集・活用が可能になるため、スマートシティ・農業・オフィスなどの様々な分野において、これまでになく価値をもたらすことが期待されています。

【Wi-Fi HaLowの導入イメージ：河川水位や鳥獣害の監視】

導入前	導入後
<p>従来のIoT通信システムの通信速度</p> <p>最大 約数十Kbps</p>	<p>Wi-Fi HaLowの通信速度</p> <p>最大 約数Mbps（従来のIoT通信システムの数百倍）</p>
<p>テキストデータによる状況把握に限られる</p>	<p>画像・映像の確認によって、遠隔地から詳細な状況把握が可能</p>
<p><水位監視の例></p>  <p>急激な水位変動があった場合にも、画像・映像による確認ができないため、詳しい状況や原因までは把握困難</p>	<p><水位監視の例></p>  <p>水位の変動状況やその原因を遠隔から視覚的に監視可能になり、水門の開閉要否等の対応を迅速に検討することが可能</p>
<p><鳥獣害監視の例></p> <p>罾の稼働データのみを伝送（罾に入ったかどうか等）</p>  <p>出没状況/害獣の種類等は把握できない</p> <p>罾の稼働状況を遠隔から把握できるが、画像・映像による確認ができないため、害獣の出没状況や種類までは把握困難</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 正確な状況を把握して対応を検討するために、現場確認が必要となる場合有（迅速な対応の検討に支障） 	<p><鳥獣害監視の例></p> <p>映像・画像によって遠隔地から害獣の種類等が判断可能</p>  <p>山間部に散在する鳥獣害対策設備を遠隔から視覚的に監視可能になり、害獣の出没状況や種類等を踏まえて迅速に対応を講ずることが可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 遠隔地にいながら、映像・画像を通じた詳細状況の把握が可能 ✓ 現場確認のための稼働負担や危険性が低減 ✓ 現場確認を要することなく、迅速に対応を検討することが可能

【新しい通信技術の例：Wi-Fi6E】

Wi-Fi 6 E（IEEE802.11ax）は、新しい周波数帯域（6GHz帯）におけるWi-Fi規格です。

IoTの普及によって飽和状態にある既存のWi-Fi帯域と比較して、**大容量伝送や多数端末の同時接続が可能**になり、用途の拡大が期待されています。

Wi-Fi 6 E		
従来のWi-Fi		新しい周波数帯域
<p>2.4GHz帯</p>	<p>5GHz帯</p>	<p>6GHz帯</p>
<ul style="list-style-type: none"> ● 既に多くの用途で活用されており、混信等が生じやすい（通信が不安定） 		<ul style="list-style-type: none"> ● 混信等の影響が少ない ● 大容量伝送が可能

【地域のデジタル活用に関連する国の支援制度：データ連携基盤】

地域課題解決のためのスマートシティ推進事業

(総務省：令和5年度予算案 4.0億円)

地域が抱える様々な課題の解決や地域活性化・地方創生のため、スマートシティリファレンスアーキテクチャを満たす**都市OS/データ連携基盤の導入**（整備・改修）や当該都市OSに接続するデジタル技術を活用したサービス・アセットの整備などを行う事業です。

※都市OS/データ連携基盤とは、都市に関わる様々なデータについて、センサー等の端末からアプリケーションまでデータを流通させる機能を持ったプラットフォームです。

補助対象：地方公共団体など 補助率：1/2



【地域のデジタル活用に関連する国の支援制度：人材関係】

<p><総務省> 地域情報化アドバイザー派遣制度</p>	<p><総務省> 市町村のCIO補佐官等確保支援制度 (市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うに当たっての財政措置)</p>	<p><内閣府> デジタル専門人材派遣制度</p>
<p>デジタル技術に関する知見を有する様々な分野の専門家（地域情報化アドバイザー）を地方公共団体などへ派遣して、デジタル活用に関する助言を行います。</p> <p>※専門家の旅費・謝金のご負担ゼロ</p> <p>現地派遣は年間3回まで、オンライン会議による支援であれば合計10時間の範囲内において支援</p> <p><参考URL> https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/ictriyou/manager.html</p>	<p>市町村がC I O補佐官等として、外部人材の任用等又は募集を行うための経費について特別交付税措置を講じます。</p> <p>・措置額は、市町村が支出した対象経費（募集経費については、1団体につき100万円が上限）の合計額に0.7を乗じた額 ・措置期間は令和7年度まで</p> <p><参考URL「自治体DX全体手順書」> https://www.soumu.go.jp/main_content/000835172.pdf</p>	<p>デジタル技術を活用する取組に関して、助言・サポートを求める市町村と協力企業のマッチングを支援します。</p> <p>対象は、スマートシティの推進、新規ICT事業の創出、遠隔医療導入支援、庁内外のDX推進など</p> <p><参考URL> https://www.chisou.go.jp/sousei/about/mirai/policy/policy3.html</p>

【総合通信局・総合通信事務所】

■北海道

北海道総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎
電話：011-709-2311（内線4714） / e-mail：chiiki-s@soumu.go.jp

■青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

東北総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒980-8795 宮城県仙台市青葉区本町3-2-23仙台第2合同庁舎
電話：022-221-3655 / e-mail：seibi-toh@ml.soumu.go.jp

■茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

関東総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒102-8795 東京都千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎23階
電話：03-6238-1692 / e-mail：kanto-suisin@soumu.go.jp

■新潟県、長野県

信越総合通信局 情報通信部 情報通信振興室

住所：〒380-8795 長野県長野市旭町1108 長野第1合同庁舎
電話：026-234-9933 / e-mail：shinetsu-event@soumu.go.jp

■富山県、石川県、福井県

北陸総合通信局 情報通信部 情報通信振興室

住所：〒920-8795 石川県金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎6階
電話：076-233-4431 / e-mail：hokuriku-shinkou@soumu.go.jp

■岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

東海総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒461-8795 名古屋市中区白壁1-15-1名古屋合同庁舎第三号館6階
電話：052-971-9405 / e-mail：tokai-shinkou@soumu.go.jp

■滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

近畿総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館4階
電話：06-6942-8522 / e-mail：ict-kinki@ml.soumu.go.jp

■鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

中国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒730-8795 広島市中区東白島町19-36
電話：082-222-3324 / e-mail：chugoku-shinko@ml.soumu.go.jp

■徳島県、香川県、愛媛県、高知県

四国総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒790-8795 愛媛県松山市味酒町2-14-4
電話：089-936-5061 / e-mail：shikoku-chiiki@soumu.go.jp

■福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

九州総合通信局 情報通信部 情報通信振興課

住所：〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1
電話：096-326-7833 / e-mail：h-shinkou@ml.soumu.go.jp

■沖縄県

沖縄総合通信事務所 情報通信課

住所：〒900-8795 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区 5階
電話：098-865-2304 / e-mail：okinawa-sinko@ml.soumu.go.jp

地域デジタル基盤活用推進事業の公募に関する提案書等の受付窓口となります。